

～第2次太子町人権行政推進プランの重点的な取り組み（令和6年度）～

	人権課題	具体的な取組	内 容
拡大	・女性の人権	・人権相談の充実 ・関係機関との連携	・女性の人権相談員を養成する。 ・DV相談員を養成する。 ・困難女性支援事業を実施する。
	・高齢者的人権	・相談体制・機能の充実	・重層的支援体制整備事業として実施（一部）する。
	・同和問題（部落差別）	・人権相談の充実・機能強化	・庁内の様々な相談窓口のネットワーク化を図る。 ・人権相談員を養成する。
	・職場などにおけるハラスメント	・ハラスメントに対する理解の促進及び啓発と相談体制の充実 ・関係機関との連携	・職員研修を実施する。 ・積極的な広報周知を行う。
	・インターネット上の人権侵害	・インターネット上の人権侵害に関する教育・啓発の推進	・情報モラル教育の啓発を行う。
	・性的マイノリティへの人権侵害	・情報提供・相談体制の充実	・人権相談員を養成する。
	・感染症に起因する人権侵害 ①ハンセン病回復者 ②HIV感染者 ③新型コロナウイルス感染者	・相談窓口の充実	・人権相談員を養成する。